

令和6年度

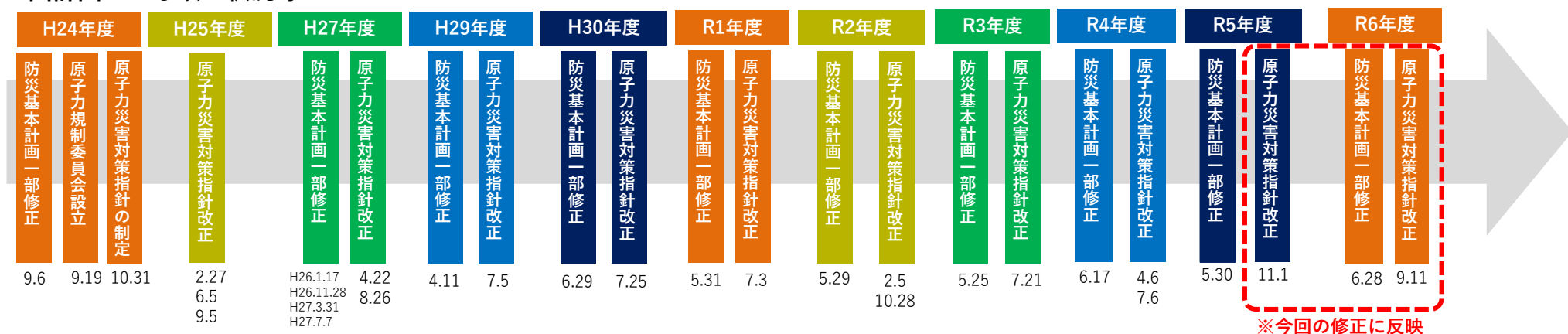
宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

【目 次】

- | | | |
|---|------------------|-------|
| 1 | 修正の経緯 | ・・・ 1 |
| 2 | 令和6年度の主な修正内容について | ・・・ 2 |

1 修正の経緯

< 国計画の主な改正状況等 >



< 県計画の主な修正状況 >

H24年度 (H25.2修正) □ 原子力災害対策重点区域の導入 ・ PAZ：予防的防護措置を準備する区域 ・ UPZ：緊急防護措置を準備する区域 □ 防護措置の新しい判断基準の導入 ・ EAL：緊急時活動レベル ・ OIL：運用上の介入レベル	H25年度 (H26.2修正) □ 緊急時活動レベル (EAL) の全面修正 □ 安定ヨウ素剤の予防服用体制を区域に応じて構築 □ 国による緊急時モニタリングセンターの導入	H27年度 (H28.2修正) □ 予測的手法から実測値の重視 ・ 避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除 □ 避難退域時検査の実施 □ 被ばく医療体制から原子力災害医療体制に移行	H29年度 (H30.2修正) □ 緊急時活動レベル (EAL) の修正 □ PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の設定 □ 防護措置及び一時移転等の実施方針の作成 ・ 県及び国が相互に協力し、緊急事態区分の進展に応じて作成
H30年度 (H31.2修正) □ 緊急事態区分とEALの枠組みについて、冷却告示の対象施設が適用外であることを明記 □ 放射線による影響に関する文言の修正 ・ 「確率的影響のリスクを最小限に抑える」→「確率的影響のリスクを低減する」など	R1年度 (R2.1修正) □ 広域的な原子力災害医療体制の構築 ・ 原子力災害拠点病院の指定等 □ 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制 ・ 平時から周知すべき内容、事前配付の体制構築等	R2年度 (R3.1修正) □ 原子力被災者生活支援チームの早期設置 □ 避難所における感染症対策 □ 緊急時活動レベル (EAL) の判断基準の一部見直し	R3年度 (R4.1修正) □ 施設敷地緊急事態要避難者の定義を改正 □ 女川原子力発電所1号炉が冷却告示の対象施設として追加されたことを受け、緊急防護措置を準備する区域 (UPZ) を指定 □ 県組織改編 (復興・危機管理部の新設) に伴う修正
R4年度 (R4.11修正) □ 甲状腺被ばく線量モニタリングの追加 ・ 緊急時の住民等被ばく線量評価体制の整備 ・ 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 □ 原子力災害医療活動に関する修正 ・ 各医療機関の対応を明確化 ・ 基幹高度被ばく医療支援センターの対応について追記	R5年度 (R5.11修正) □ 最近の施策の進展等を踏まえた修正 ・ 多様な主体と連携した被災者支援ほか □ 情報伝達手段の追加 ・ 住民等への情報伝達手段に「スマートフォン向けアプリケーションの活用」を追加	R6年度 修正案は次頁のとおり	

2 令和6年度の主な修正内容について

防災基本計画の修正の反映

1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正

自然災害対応と共通する記載（避難所運営や物資調達・輸送など）について、県地域防災計画〔地震災害対策編〕等と同様の修正を行うもの [\[新旧対照表P3ほか\]](#)

2. 原子力災害対策に関する修正

安定ヨウ素剤の服用に関する平時からの住民周知に関する記述や各種用語の修正を反映 [\[新旧対照表P7ほか\]](#)

原子力災害対策指針の改正の反映

1. EAL（緊急時活動レベル）の判断基準への「緊急時制御室」の追加

重大事故等発生時において「緊急時制御室」を活用することを踏まえ、EALの判断基準に含めるもの [\[新旧対照表P2\]](#)

2. 原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みの新設に伴う文言追加

県計画の「原子力災害医療体制等の整備」の項目に「国が指定する原子力災害医療協力機関との調整等」を追加 [\[新旧対照表P7\]](#)

その他の修正

1. 各種マニュアル等との整合

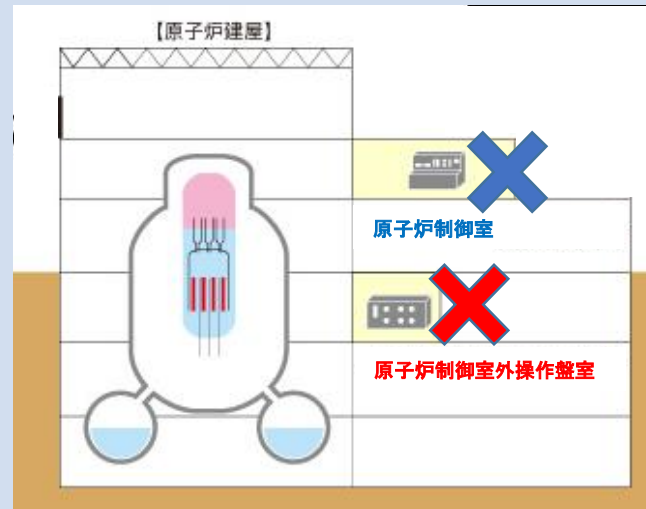
国の「原子力災害対策マニュアル」や県の「緊急時モニタリング実施要領」と語句等を統一するもの [\[新旧対照表P13ほか\]](#)

2. 文言の修正

関係機関からの意見を踏まえ、語句等を修正するもの [\[新旧対照表P1ほか\]](#)

【参考】EAL（緊急時活動レベル）の判断基準への「緊急時制御室」の追加について

旧



原子炉制御室 + 原子炉制御室外操作盤室

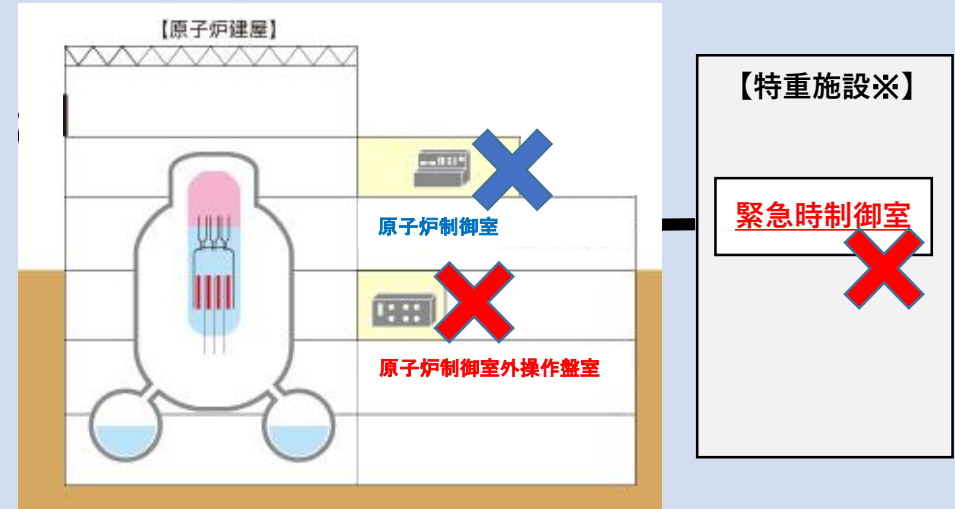
が
使用できない場合

〔 原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能
の喪失 〕

or

原子炉制御室の
原子炉施設の状態を表示する装置
若しくは
原子炉施設の異常を表示する警報装置
の全ての機能の喪失

新



※特定重大事故等対処施設（特重施設）とは

新規基準で新たに設置が求められた施設で、意図的な航空機衝突などの状況に備えて、重大事故等への対策として用意している炉心や格納容器の損傷による影響を緩和するための可搬型設備などを用いた対応に加えて、信頼性を更に向上させるためのバックアップ対策として設置される施設（女川原子力発電所2号機については、令和8年12月までに設置予定）。

原子炉制御室 + 原子炉制御室外操作盤室

or 原子炉制御室 + 緊急時制御室

or 原子炉制御室 + 原子炉制御室外操作盤室 + 緊急時制御室

が
使用できない場合

or

原子炉制御室 + 緊急時制御室の
原子炉施設の状態を表示する装置
若しくは
原子炉施設の異常を表示する警報装置
の全ての機能の喪失

上記の条件に該当する場合「全面緊急事態」